

近畿運輸局長 殿

令和 2 年 10 月 〇〇 日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請書
(タクシー事業者による食料・飲料に係る一般貨物自動車運送事業)

住 所 (〒) 540-8558 大阪市中央区大手前4丁目1-76

(フリガナ)

申 請 者 国土交通株式会社

代 表 者 (役職) 代表取締役 (氏名) 国土 太郎

電話番号 06-6949-6447

代 理 人

住 所 (〒)

連絡先 (申請者) ・ 代理人 の別)

(担当者氏名) 国土太郎

(電話番号) 06-6949-6447 (Fax番号) 06-6949-6531

(メールアドレス)

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

営業所が複数箇所申請される場合は、このシートを営業所分作成

事業計画									
事業種別	一般貨物自動車運送事業			特別積合せ貨物運送		し な い			
				貨物自動車利用運送		する ・ し な い			
主たる事務所	名称	本社		郵便番号	〒 540-8558	電話番号	06 (6949)6447		
	位置	大阪市中央区大手前4丁目1-76							
営業所	名称	本社営業所	営業所	郵便番号	〒 540-8558	電話番号	06 (6949)6447		
	位置	大阪市中央区大手前4丁目1-76							
休憩・睡眠施設	位置					収容能力		備考	
	大阪市中央区大手前4丁目1-76					50.5 m ²		休憩・睡眠	
						m ²		休憩・睡眠	
自動車車庫	No	位置				道路幅員	収容能力		
	1	大阪市中央区大手前4丁目1-76				10m	(有蓋)	m ²	
							(無蓋)	100.0 m ²	
	2	大阪市中央区大手前1丁目〇ー×				6m	(有蓋)	200.0 m ²	
				(無蓋)	m ²				
事業用自動車の種別及び種別ごとの数	普通自動車(旅客自動車運送事業用車両)								
	タクシー車両			ハイヤー車両			合計		
	10						10		
その他申請者情報									
資本金(千円)	10,000	決算期	4月 1日 ~ 3月 31日						
条件									
食料・飲料の運送に限る									

「しない」のまま

他社に実際の運送を依頼しないときは「しない」に○

タクシー事業の事業計画の「主たる事務所」を記載

タクシー事業の事業計画の「営業所」を記載

タクシー事業の事業計画の「休憩・睡眠施設」を記載

タクシー事業の事業計画の「車庫」を記載

貨物事業でしようとする車両数を記載(営業所既認可車両数が最大)

会社の決算期を記載

会社の資本金額を記載

貨物自動車利用運送をする場合

「事業計画」のシートで利用運送をしないに○をした方はこの項目は記載不要

業 務 の 範 囲	一般事業					
営 業 所	名 称	本社	営業所	郵便番号	〒 540-8558	電話番号 06(6949)6447
	位 置	大阪市中央区大手前4丁目1-76				
保管施設の概要	位 置	荷主から直送のため不要				
	面 積	. m ²	構造及び付属設備			
利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要	名 称	〇〇株式会社			事 業 の 種 類	一般貨物自動車運送事業
	住 所	大阪市中央区大手前4丁目1-76				
	名 称				事 業 の 種 類	
	住 所					
	名 称				事 業 の 種 類	
	住 所					
名 称				事 業 の 種 類		

「一般事業」のまま

タクシー事業の事業計画の「営業所」を記載

荷主から荷物を預かる倉庫を設けるときに記入。通常は「荷主から直送のため不要」

実際に運送を行う貨物事業者の会社名、登記住所

(参考)利用運送とは

Q. 貨物利用運送事業とは、どのような事業か。

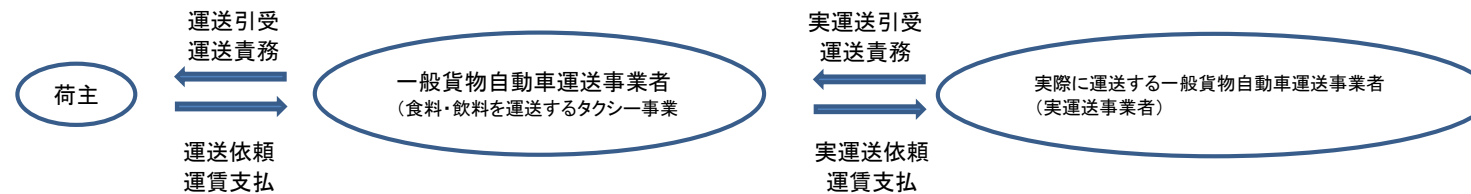
A. 「貨物利用運送事業」とは、他人(荷主)の需要に応じ、有償で、運送を行う者(実運送事業者)の行う運送を利用して貨物を運送することをを行う事業をいいます。

(例) 荷主から依頼を受けたが、運送の予約が集中したため自社だけでは対応できない場合に、輸送力に余裕のあるグループ会社(貨物運送の許可が必要)に実際の運送を依頼する。
なお、依頼主様には利用運送(グループ会社が運送するなどの直接自社運送でない運送)を行う可能性があることを示しておく必要があります。

実際に運送するのが貨物軽自動車運送事業(含む軽2輪・自動2輪)・原動機付自転車・自転車・徒歩による配送の場合は、「実運送事業者」にはあたらないため、貨物利用運送事業には該当しません。

●利用運送事業

他人の需要に応じ、有償で、運送契約を締結し、運送責任を負う



添 付 書 類 (目 次)

1. 事業用自動車の運行管理等の体制（様式 1-1）……………貨物自動車運送事業の運行管理等の体制を記載
イ. 貨物運行管理者資格者証（写）
ロ. 旅客（一般乗用）運行管理者資格者証（写）及び運行管理者（貨物）の基礎講習修了証書（証書がない場合は指導講習手帳の講習修了証明欄）（写）

2. 事業開始に要する資金及び調達方法……………

3. 残高証明書等……………

4. 一般貨物自動車運送事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
イ. 付近の案内図、見取図、平面（求積）図、写真……………
ロ. 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書（様式例 1）…
ハ. 施設の使用権原を証する書面
自己所有…………… 不動産登記事項証明書等……………
借入…………… 賃貸借契約書等の写し……………
ニ. 車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類（※前面道路が国道の場合は除く）
ホ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面
車両購入…………… 売買契約書又は売渡承諾書等の写し…
リース…………… 自動車リース契約書の写し……………
自己所有…………… 自動車車検証の写し……………

ヘ. 事業用自動車（貨客併用車両）車両一覧（様式 5）……………

5. 所要資金、自己資金、事業計画、損害賠償能力、法令知識に係る宣誓書（様式 4）……………

6. 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
イ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書……………
ロ. 最近の事業年度における貸借対照表……………
ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書……………

7. 個人にあっては、次に掲げる書類
イ. 資産目録……………
ロ. 戸籍抄本……………
ハ. 履歴書……………

8. 法第 5 条（欠格事項）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（様式例 3）……………

9. 貨物自動車利用運送をしようとするものにあっては、次に掲げる書類
イ. 利用事業者との運送に関する契約書の写し……………
ロ. 貨物自動車利用運送の用に供する施設に関する事項を記載した書類
a 施設の使用権原を証する書面
自己所有…………… 不動産登記事項証明書等…
借入…………… 賃貸借契約書等の写し……………
b 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の施設明細書
ハ. 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書（様式例 1）

10. 法令遵守の宣誓書（様式例 2）……………

11. 代理申請の場合は委任状……………

タクシー事業と併用のため、様式 4 の宣誓書を提出した場合は省略

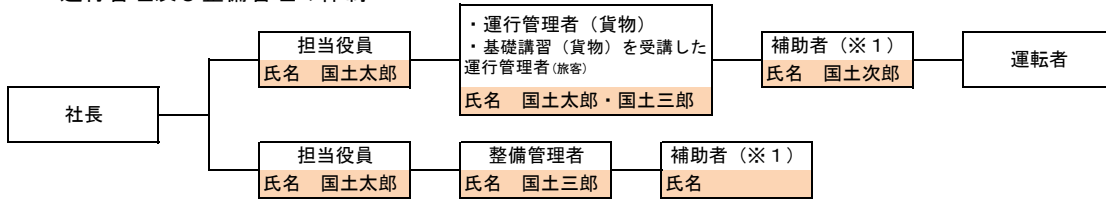
タクシー事業と併用のため、様式 4 の宣誓書を提出した場合は省略
- ## く 作 成 に あ た っ て の 留 意 点
1. 目次の 6、7 については、いずれかの該当する項目の書類を添付してください。

2. 1～11 のうち、添付した書類について確認の上、口欄に✓印を入れてください。

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

営業所が複数ある場合には営業所ごとにこのシートを作成

1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	1人	☒ 確保済み（国土太郎・近大貨物第××号 2.4.1）（※2） ☐ 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） ・休日（ 日/月）
運行管理者（貨物）の基礎講習を受講した運行管理者（旅客）	1人	☐ 確保済み（※4） ☒ 確保予定（令和 2年12月31日までに確保予定）（※5）
運行管理補助者（※1）	1人	☐ 確保済み（国土次郎・基礎講習2.4.1）（※6） ☐ 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	1人	☒ 確保済み（国土三郎・選任前講習 1.10.1）（※7） ☐ 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者（※1）	人	☐ 確保済み ☐ 確保予定（令和 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	10人	（タクシー事業の運転者が従事する場合は名簿は添付省略）
その他従業員	3人	

（※1）補助者を選任するときは記載する。（※2）資格者証番号及び交付年月日を記載する。（※3）運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。（※4）運行管理者（貨物）の基礎講習の修了証書又は運行管理者等指導講習手帳の講習修了証明欄（写）及び旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証（写）を添付。ただし、個人タクシー事業者及びタクシーの運行管理者の選任を要しない営業所にあつては、運行管理者（貨物）の基礎講習の修了証書又は運行管理者等指導講習手帳の講習修了証明欄（写）とする。（※5）運行管理者（貨物）の基礎講習を受講後、すみやかに（※4）の書面を提出。（※6）運行管理者資格を取得している場合は（※2）の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。（※7）道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画

設置型： 2台

・ 携行型： 0台

○ 日常点検計画

日常点検場所： 車庫

・ 日常点検の実施者： 運転者

○ 営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）

0.8 km

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法： 携帯電話

□ 点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 営業所と車庫間の運行管理者等（補助者）の移動手段及び所要時分

 移動手段：
 所要時分： 分

・ 車庫における運行管理者等（補助者）の駐在時間

 出庫時（ 時から 時まで）
 帰庫時（ 時から 時まで）

該当する項目（色付きの箇所）にそれぞれ記入

☒ 点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 : 徒歩
所要時分 : 10 分

2. 事故防止及び事故処理等の体制

○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

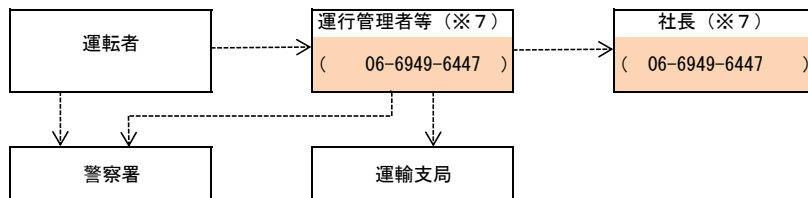
・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

☒ 有（実施時期（※6）； 1 箇月以内） ・ ☐ 無

・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

☒ 有 ・ ☐ 該当無し

○ 事故処理連絡体制



（※6） 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※7） （ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 : 国土太郎 （ 役職等 : 代表取締役 ）

苦情処理担当者 氏名 : 国土次郎 （ 役職等 : 営業部部长 ）

○ 適用する運送約款

☒ ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。

☐ ②上記以外の運送約款を適用する。

※適用する運送約款の口欄に✓印を入れてください。

標準貨物自動車
運送約款以外で
別途運送約款を
設定される場合は、
別途認可申請が
必要です。

該当する項目（色付きの箇所）にそれぞれ記入

近畿運輸局長 殿

様式例2(法人申請用)

法人タクシー(会社組織)用の書類

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第3条に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を申請するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。
なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。

令和 2年 10月 〇〇日

住 所	大阪市中央区大手前4丁目1-76		
(法人)			
名 称	国土交通株式会社		
代 表 者	代表取締役 国土太郎		
(役員) 役職	代表取締役	氏名	国土 太郎
(役員) 役職	取締役	氏名	国土 次郎
(役員) 役職		氏名	
(役員) 役職		氏名	
(役員) 役職		氏名	

代表取締役を含む
登記上の全役員
が記名

近畿運輸局長 殿

様式例2(個人申請用)

法人タクシー(個人経営)
1人1車制個人タクシー

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第3条に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を申請するにあつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。

令和 2年 10月 〇〇日

住

所

氏

名

事業主記名

近畿運輸局長 殿

様式例3(法人申請用)

法人タクシー(会社
組織)用の書類

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 2年 10月 〇〇日

住 所 大阪市中央区大手前4丁目1-76

(法人)
名 称 国土太郎株式会社
代 表 者 代表取締役 国土太郎

(役員) 役職	代表取締役	氏名	国土 太郎
(役員) 役職	取締役	氏名	国土 次郎
(役員) 役職	監査役	氏名	国土 三郎
(役員) 役職		氏名	
(役員) 役職		氏名	

代表取締役を含
む登記上の全役
員が記名

近畿運輸局長 殿

様式例3(個人申請用)

法人タクシー(個人経営)
1人1車制個人タクシー

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和 2年 10月 〇〇日

住

所

氏

名

事業主
記名

近畿運輸局長 殿

宣 誓 書

法人タクシー(会社
組織)用の書類

1. 今般、一般貨物自動車運送事業での経営許可申請した事業計画に使用する施設等(営業所、車庫、休憩・睡眠施設、事業用自動車)及び当該事業に係る従業員については、現在、許可を受け経営している一般乗用旅客自動車運送事業の範囲内で運営する。このため、今回の許可を取得して行う一般貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が次に掲げる事項を満たしていること。
- ① 所要資金の見積もりが適切なものであること
 - ② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること
 - ③ 自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。
2. 今般、一般貨物自動車運送事業での経営許可申請した事業計画に使用する施設等は、新たに購入、契約等する施設等(営業所、車庫、休憩・睡眠施設、事業用自動車)ではなく、現在、許可を受け経営している一般乗用旅客自動車運送事業で使用している事業計画の施設等である。このため、当該一般貨物自動車運送事業の事業計画で使用する施設等に関して使用権原を有するものであり、引き続き使用することが可能であること。
3. 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、営業所、車庫、休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
4. 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入しているとともに、一般貨物自動車運送事業に適用される、一般自動車損害保険(任意保険:対人8000万円・対物200万円以上)の締結等十分な損害賠償能力を有していること。
5. 貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。

上記のとおり宣誓いたします。

令和 2年10月〇〇日

住 所 大阪市中央区大手前4丁目1-76

(法人)

名 称 国土交通株式会社

代 表 者 代表取締役 国土太郎

※当該内容に該当する場合は、宣誓書を提出することにより、「事業開始に要する資金及び調達方法」「事業に用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類」に関連する添付書類は省略することができる。

近畿運輸局長 殿

宣 誓 書

法人タクシー(個人経営)
1人1車制個人タクシー

1. 今般、一般貨物自動車運送事業での経営許可申請した事業計画に使用する施設等(営業所、車庫、休憩・睡眠施設、事業用自動車)及び当該事業に係る従業員については、現在、許可を受け経営している一般乗用旅客自動車運送事業の範囲内で運営する。このため、今回の許可を取得して行う一般貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が次に掲げる事項を満たしていること。
 - ① 所要資金の見積もりが適切なものであること
 - ② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること
 - ③ 自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。
2. 今般、一般貨物自動車運送事業での経営許可申請した事業計画に使用する施設等は、新たに購入、契約等する施設等(営業所、車庫、休憩・睡眠施設、事業用自動車)ではなく、現在、許可を受け経営している一般乗用旅客自動車運送事業で使用している事業計画の施設等である。このため、当該一般貨物自動車運送事業の事業計画で使用する施設等に関して使用権原を有するものであり、引き続き使用することが可能であること。
3. 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、営業所、車庫、休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
4. 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入しているとともに、一般貨物自動車運送事業に適用される、一般自動車損害保険(任意保険:対人8000万円・対物200万円以上)の締結等十分な損害賠償能力を有していること。
5. 貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。

上記のとおり宣誓いたします。

令和 2年 10月 〇〇日

住 所

氏 名

事業主記名

※当該内容に該当する場合は、宣誓書を提出することにより、「事業開始に要する資金及び調達方法」「事業に用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類」に関連する添付書類は省略することができる。

	登 録 番 号	所 属 営 業 所		登 録 番 号	所 属 営 業 所
1	なにわ500お・・・1	本社営業所	41		
2	なにわ500お・・・2	本社営業所	42		
3	なにわ500お・・・3	本社営業所	43		
4	なにわ500お・・・4	本社営業所	44		
5	なにわ500お・・・5	本社営業所	45		
6	なにわ500お・・・6	本社営業所	46		
7	なにわ500お・・・7	本社営業所	47		
8	なにわ500お・・・8	本社営業所	48		
9	なにわ500お・・・9	本社営業所	49		
10	なにわ500お・・・10	本社営業所	50		
11			51		
12			52		
13			53		
14			54		
15			55		
16			56		
17			57		
18			58		
19			59		
20			60		
21			61		
22			62		
23			63		
24			64		
25			65		
26			66		
27			67		
28			68		
29			69		
30			70		
31			71		
32			72		
33			73		
34			74		
35			75		
36			76		
37			77		
38			78		
39			79		
40			80		

該当する項目（色付きの箇所）に貨客併用車のナンバー！配置営業所を全車両記入